## 全国木質セメント板工業会関連告示(抜粋)

### 1997	全国木質セメント	板工業会関連行	告示(抜粋)		
### 15	建告第1400号		第5号		繊維強化セメント板(スラグせっこう板が該当。但し、無塗装板 以下、同様に告示に例示の材料は全て無塗装板。)
### 1865 ### 1965 #	(最終改正R4.5.31	6件			
### 1995	国交告第599号)				
### 1945 日本	建告第1401号	準不燃材料を定	第3号		厚さが15mm以上の木毛セメント板
### 1 ###		める件	第4号		厚さが9mm以上の硬質木片セメント板(かさ比重が0.9以上のものに限る。)
### 1995					
### 1987   198	<b>油生年1200日</b>	耐火構造の構造	1	1	
*** ***	-	方法を定める件		^	
지 경험 기업 전 10 전 1					
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		吐田米자ル甘		(2)	
Part	国交告第195号		第1 壁 第1号 間仕切壁(耐力)	\(\(3\)	間柱及び下地を木材で造り、かつ、その両側に <b>厚さが8mm以上のスラグせっこう系セメント板</b> の上に厚さが12mm以上のせっこうボードを張ったもの
		要構造部の構造		=	間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その両側に <b>ハ(1)~(6)までのいずれか</b> に該当する防火被覆が設けられた構造
### 19			第2号 間仕切壁(非酎力)	/\	第1号ハ又は二に定める構造とすること
변경 변	563号は廃止)	(1时间华顺火桶	第3号 外壁(耐力)	Λ(2)	間柱及び下地を木材で造り、かつ、その屋外側の部分に <b>厚さが18mm以上の硬質木片セメント板</b> を張り、その屋内側の部分に <b>第1号ハ(1)~(7)のいずれか</b> に該当する防火被覆
변경 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				∧(6)	間柱及び下地を木材で造り、かつ、その屋外側の部分に <b>厚さが12mm以上の硬質木片セメント板</b> の上に厚さが10mm以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの
변 전 1 변 전 1				=	間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋外側の部分に <b>ハ(1)~(3)までのいずれか</b> に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に <b>第1号ハ(1)~(6)までのいずれか</b> に該当する防火被覆
변경 등 2017 대 1			第4号 外壁(非耐力)	Л	第3号ハ又は二に定める構造とすること
			第2 柱 第3号	1	第1第1号ハ(2)~(5)までのいずれかに該当する防火被覆
				イ(1)	
변변하였다.  (변변 2014년 전 1 후 1 후 1 후 1 후 1 후 1 후 1 후 1 후 1 후 1					
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	建告第1358号	準耐火構造の構		1	
	(最終改正R3.6.7	造方法を定める 件(45分準耐火	; 포 차 7 비교ッ포(暇기)		
No.				<u> </u>	
# 1			65 O.D. 188 / J. 171 J. 1		
변			第3号 外壁(耐力)		
# 1 위우 기업((中) ) 1)) 1) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
### 1997 전 1981 20 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19				=(2)	間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋外側の部分に <b>ハ(1)( ii )~( vi )までのいずれか</b> に該当するもの(同上)
1			第4号 外壁(非耐力)	^	第3号ハ又は二に定める構造とすること
由			第5号 外壁(非耐力·非延焼)	$\wedge$	第3号ハ又は二に定める構造とすること
# 中部 1500 전				<del>=</del> (1)	間柱及び下地を木材で造り、かつ、その屋外側の部分に、 <b>第3号ハ(1)( i )~(vi)までのいずれか</b> に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に、 <b>厚さが8mm以上のスラグせっこう系セメント板</b>
## 2 전 19년 (19년 전 19년				ホ	間柱及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、その屋外側の部分に <b>第3号二</b> (1)又は <b>(2)</b> に該当する防火被覆が設けられ、かつ、その屋内側の部分に <b>二(1)</b> 又は(2)に該当する防火被覆
大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学			第3 床 第3号	イ(1)	根太及び下地を木材又は鉄材で造り、かつ、表側の部分に厚さが12mm以上の「合板等」の上に厚さが9mm以上のせっこうボード若しくは軽畳気泡コンクリート又は <b>厚さが8mm以上の硬質木片セメント板</b> を張ったもの(裏側は別に規定あり)
### 1360年			第5 屋根 第1号	ハ(2)(iv)	厚さが12mm以上の硬質木片セメント板
## 18				∧(2)( v )	第1第3号ハ(1)( ii )~(vi)までのいずれかに該当するもの
本名			第2号(軒裏)	^	<b>第1号ハ(2)(iv)又は(v)</b> に該当する防火被覆が設けられ、かつ、(略)
第次報告の課題の			第6 階段 第3号	1	(略)、段板の裏面に <b>第5第1号ハ(2)( i )~( v )までのいずれか</b> に該当する防火被覆が施され、かつ、けたの外側の部分に <b>第1第5号二(1)</b> 又は(2)(屋外側にあっては、 <b>第1第3号ハ(1)( ii )~( vi )までのいずれか</b> )に該当する防火被覆が設けられたもの
第次報告の課題の					
	建告第1359号	防火構造の構造	第1 外辟 第1号(耐力)	□(2)(iii)	
四文学 第13 8   日本	-	方法を定める件	331 71 E 331 (3 (m) 2)	-	
(株式の17)   (株	国交告第513号)				
(3)(					
大名   大名   大名   大名   大名   大名   大名   大名					
接換 1885   18					
接信第1380号 接後前1380号 接後前1382号 最後被正月17.61 国文全第263号 是後表前1382号 接後前1382号 接後前1382号 接後前1382号 日表 かと 東本 大本 大本 大本 大本 大本 大本 大本 大			<b>体の 打事 体の</b> 見	ハるハヨハナ)	
(最終改正R5.3.24 国文告第252号) 建告第1362号 (最終改正R17.129 国文告第181号) 第本方法を認める 日本化文学報告の方式 日本の本のがあり、 日本化文学報告の方式 日本の本のがあり、 日本化文学報告の方式 日本の本のがあり、 日本化文学報告の方式 日本の本のがあり、 日本化文学報告の方式 日本の本のがあり、 日本化文学報告の方式 日本の本のがあり、 日本化文学報告の方式 日本の本のがあり、 日本化文学報告の方式 日本の本のがあり、 日本化文学報告の方式 日本化文学報告の方式 日本の大のがあり、 日本化文学報告の方式 日本化文学報告の方式 日本の大のがあり、 日本化文学報子の方式 日本化文学報子の表示ので表示を表示との 日本化文学報子の方式 日本化文学報子の子の子が一様の上に厚き1.5m以上のモルタルフはしっていを塗ったもの 第3号 日本化文学報子の子の子はアクスポートの表示の表示となっ 日本化文学報子のように関係を築ったもの 日本化セズ学報子のように関係を築ったもの 日本化セズ学報子のように関係を発ったもの 日本化セズ学報子のように関係を発ったもの 日本化セズ学報子のように関係を発ったもの 日本化セズ学報子のように関係を発ったもの 日本化セズ学報子のように関係を発ったもの 日本化セズ学報子のように関係を発ったもの 日本化セズ学報子のように関係を発ったもの 日本化セズ学を表示してのこと 日本化文学報子のように関係を発ったもの 日本化文学を表示して、 日本化文学報音を表示した。 日本化文学報子のように関係を発ったもの 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本化文学を表示した。 日本代文学を表示し、 日本代文学を表示し、 日本代文学を表示し、 日本代文学を表示し、 日本代文学	7 <del>4</del> # # 1000 F	防ル設備の選進			
理告第1362号 (最終改正H27.1.29 国文告第1367号 (最終改正H7.6.1 国文告第167号) 「構造方法を定め 合件 本意生薬物等の 国文告第168号 「最終改正H16.2 29 国文告第168号 「最終改正H16.9.29 国文告第176号) 「本色セメト板の上に金属板をふいたもの 「本色セメト板の上に全属板をふいたもの 「本色セメト板の上に写き1cm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの 「表色を外表である件 にある各 「本色セメト板の上に写き1cm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの 「本色セメト板の上に写き1cm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの 「本色セメト板の上に写き1cm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの 「本色セメト板の上に写さ1cm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの 「本色セメト板の上に写さ1cm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの 「本色セメト板形又はしま活を使わる作 第3号 「本色セメト板形又はしま活を変した。」 「本色セメト板形とは直属板を張ったもの 第3号 「本色セメト板振又はしま活を変した。」 「本色セメト板振又はしま活を変した。」 「本色セメト板振文はは世っこうボード張の上に厚き1cm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの 「本色セメト板振文は直張の上にモルタルを塗ったもの 「本色セメト板振文は直張の上にエルタルを塗ったものでの書から合計が2.5cm以上であるもの 「本色セメト板振文は直張の上に早よりに厚さ1.5cm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの 「本色セメト板振文は直張の上に上ゆうを静文不敷材料ではること ※特定不燃材料・連告第1400号第1号~第17号までに規定する建築材料(一 第5号 繊維強化セメト板) 「厚さが5.6mm以上の帰来及入で、大田板料を検上に場合 特定不燃材料・連告第1400号第1号~第17号までに規定する建築材料(一 第5号 繊維強化セメト板) 「アイボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボーボー	(最終改正R5.3.24	方法を定める件	第1 防火設備 第2号	<del>本</del>	<del>骨組を防火塗料を塗布した木材製とし、屋内面に厚さが12mm以上の木毛セメント板又は厚さが9mm以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの</del> (削除) 
<ul> <li>(最終改正H27.1.2 と 国文告第18号)</li> <li>建告第136子号</li> <li>建音第136子号</li> <li>(最終改正H17.6.1 国文台第568号)</li> <li>建告第1368号</li> <li>建告第1368号</li> <li>建告第1368号</li> <li>建音第1368号</li> <li>建音第1368号</li> <li>大文は直下の天 中の情態方法 定定め合件</li> <li>第1 第2号 「大文は直下の天 中の構造方法 定定め合件</li> <li>第3号</li> <li>ロ 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ1cm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの ハ 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ1cm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの 外の生命第1508号</li> <li>第3号</li> <li>ロ 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ1cm以上のモルタル又はしっくいを塗ったもの 外の生命第1508号</li> <li>第3号</li> <li>ロ 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ1cm以上のモルタル又はしっくいを塗ったもの ・ 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ1cm以上のモルタル又はしっくいを塗ったもの</li> <li>第3号</li> <li>ロ 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ1cm以上のモルタル又はしっくいを塗ったもの</li> <li>エセメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ1cm以上のモルタル又はしっくいを塗ったもの</li> <li>第3号</li> <li>ロ イモセメント板張又ははよっとが上の手が投入した時からとかもの</li> <li>エレス・本版文は上のようボート張の上に下は一名の合計が2.5cm以上であるもの</li> <li>「こんろ可燃物焼焼焙が分の間柱及び下地を特定不燃材料とした場合 特定不燃材料ですること ※特定不燃材料:建告第1400号第1号~第8号まで、第10号及び第12号~第17号までに規定する建築材料(→ 第5号 繊維強化セメント板) 「投入しまでは、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田では、大田</li></ul>		大告建築物の外	第1 以時(耐力) 第2日	n(2)	サップラギードアは <b>ナチャンルだ(後 7般社別でなるもので、実売たたせが明したもの</b> に限る」とままでであったもの
構造方法を定め		壁の延焼のおそ	新 : クト笙(岬 川) 弗3万	LI(3)	ピンニノハ <sup>ー</sup> ドスは <b>小七ピクノド似(年午船付科でのるもり)で、衣側を防小処理したもり</b> に限る。/を衣側に振つたもり
本化   本化   本化   本化   本化   本化   本化   本化					
理告第1367号 (最終改正H17.6.1	△人口布101万/				
最終改正H17.6.1	建告第1367号	準耐火建築物と	第1 第2号		<b>木毛セメント板</b> の上に金属板をふいたもの
国交告第568号)		同等の性能を有	"		
を定める件  建告第1368号 (最終改正H16.9.29 国文告第1176号)  東不燃材料でした 内装の仕上げに でする仕上げを ある件  本不燃材料でした 内装の仕上げに でする仕上げを ある件  本不燃材料でした の表の仕上げた である件  本本化・大の表の性に の表の性に の表の表の性に の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表の表	国交告第568号)				
#の構造方法を 定める件 第3号					
#の構造方法を 定める件 第3号	建告第1368号		第1 第2号		<b>木毛セメント板</b> 張又はせっこうボード張の上に厚さ1cm以上のモルタル又はしつくいを塗ったもの
国交告第1176号) 第3号 □ 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ1.5cm以上のモルタル又はしっくいを塗ったもの □ セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗ったものでその厚きの合計が2.5cm以上であるもの □ セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗ったものでその厚きの合計が2.5cm以上であるもの □ こんろ可燃物燃焼部分の間柱及び下地を特定不燃材料とした場合 特定不燃材料ですること ※特定不燃材料:建告第1400号第1号~第8号まで、第10号及び第12号~第17号までに規定する建築材料(→ 第5号 繊維強化セメント板) 内装の仕上げに 準ずる仕上げを定める件 「何に対しては 「日本の大きの大きを表現します。」「「日本の大きを表現します。」「「日本の大きを表現します。」「「日本の大きを表現します。」「「日本の大きを表現します。」「「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現します。」「「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現します。」「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現します。」「日本の大きを表現して、日本の大きを表現して、日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現りまする。」」「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現り、「日本の大きを表現して、「日本の大きを表現り、「日本の大きを表現り、「日本の大きを表現り、「日本の大きを表現して、日本の大きを		井の構造方法を	"	$\wedge$	
□ セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗ったものでその厚さの合計が2.5cm以上であるもの  □ 本の大いを表ったものでその厚さの合計が2.5cm以上であるもの  □ 本の代表が料でした。 第1 第1号 こんろ 内装の仕上げに 準ずる仕上げを定める件 「日」 にんろ可燃物燃焼部分の間柱及び下地を特定不燃材料とした場合 特定不燃材料ですること ※特定不燃材料・建告第1400号第1号~第8号まで、第10号及び第12号~第17号までに規定する建築材料(→ 第5号 繊維強化セメント板) (最終改正R2.12.28 国文告第1593号) 「日」 「四) 「「日本が5.6mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板又は繊維強化セメント板を2枚以上張ったもの 「日」 「「略)、イ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定めるところによりするものとする	国交告第1176号)	ための汁	第3号		
国交告第225号 本不燃材料でした 内装の仕上げに 準ずる仕上げを定 める件 第1 第1号 こんろ 「低) スイ(1) ストラ は 一 「 (本) では、それぞれ当該(1)又は(2)に定めるところによりするものとする		1	7,20	_	
内装の仕上げに 準する仕上げを定める件イ(2)(ii)厚さが5.6mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板又は繊維強化セメント板を2枚以上張ったもの国交告第1593号)(略)、イ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定めるところによりするものとする	国六生年205日	進不燃材料で た	 	Z(1)	
国交告第1593号) ある件 ロ (略)、イ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定めるところによりするものとする		内装の仕上げに	新	<del>-                                    </del>	
一				1(2)(11)	
ハ (略)、垂直万向に80cm移動したときにできる軌跡の範囲内の部分の壁及ひ天井の室内に面する部分の仕上げを <b>特定不燃材料</b> でするものとする	白人口和1000万/	める什		Ш	
				<u>'</u>	い哈、世直万回に800m移動したとさにでさる軌跡の範囲内の部分の壁及の大开の至内に面する部分の仕上けを <b>特定个際材料</b> でするものとする